

## 宗教団体の自律性—日本の場合

桐ヶ谷 章  
(創価大学)

### 一 はじめ——自律性の意味およびその根拠

宗教団体の自律性<sup>(1)</sup>について、まず皮切りに日本の場合について、報告したい。

宗教団体の自律とは、宗教団体が他から(主として国家から)の関与・干渉なしにその事務や活動や人事などを決定しその決定を執行したりその決定に基づいて行動すること、ということが出来る。

ドイツにおいては、憲法一四〇条によりその構成要素とされたワイマル憲法一三七条三項に「各宗教団体はすべての人に適用される法律の制限の範囲内で、独立に、その事務を処理し、かつ管理する。宗教団体は、国または市民的市町村の協力なしに、その役職を授与する」と規定して、宗教団体の自律権が憲法の明文によって保障されているが、日本においては、このような明文の規定はない。しかしながら、宗教団体に自律権が保障されていることは、異論がない。

その根拠は、憲法二一条の保障する結社の自由および憲法二〇条の保障する信教の自由に求められる。すなわち、憲法二一条の結社の自由の保障は、団体が団体としての意思を形成し、その意思実現のための諸活動につき公権力

による干渉を受けないこと(団体自体の自由)を内包するとともに、団体の自治的活動の自由を内包するから、成員の選任、役職員の任免、内部規律の問題等について公権力の介入は許されず、その自治的措置に委ねられるのを原則とするものと解されている。<sup>(2)</sup> また、宗教団体に關しては、信教の自由を保障する憲法二〇条もその根拠として挙げられる。信教の自由は、内心における信仰の自由、宗教上の行為の自由などがその内容とされているが、信仰を同じくする者が教会や教団などの宗教団体を結成する自由、すなわち宗教上の結社の自由も含まれるものと解されるし、宗教団体が自らの教義等を決定する自由ないし宗教団体の自律権は、信教の自由の保障という原則から直ちに演繹される性質のものであるからである。<sup>(3)</sup>

日本においてこの問題は、従来主として司法権との関係で論じられてきた。しかし、これは、行政権や立法権との関わりにおいても大いに問題となる事柄であり、また被包括宗教法人にあつては、包括宗教団体との関係においても問題となる事項である。

以下において、司法権との関係を裁判例を紹介しながら報告し、立法権・行政権との関係を宗教法人法改正の問題を例に取りながら簡単に触れ、最後に包括関係における被包括宗教法人の自律性についても考えてみたい。

(一) 宗教団体をめぐる紛争に關連し宗教団体の自律(自律性ないし自律権など)や宗教団体の紛争と司法権の範囲(法律上の争訟性など)につき、多くの論文が発表されている。そのうち主なものを挙げると次のとおりである。

- 新堂幸司「宗教団体内部の紛争と裁判所の審判権(一)」「四」法教三三三頁・二四号六九頁・二五号九九頁・二六号二七頁(一九八二年)、同「審判権の限界―団体自治の尊重との関係から―」『講座民事訴訟第二卷』一頁(一九八四年)、住吉博「宗教団体内部紛争と仮処分」『新・実務民事訴訟講座二四卷』三二七頁(一九八二年)、安武敏夫「宗教的判断事項に關する一考察(上)」判例評論三二二五号二頁(一九八六年)(宗教法研究八輯所収)、松浦肇「宗教上の地位・信仰対象をめぐる訴訟と法律上の争訟(一)」「二」民商九四卷二号八〇

頁・同九四卷三頁七五頁(一九八六年)、同「民事訴訟による司法審査の限界」竜崎喜助先生遺曆記念『紛争処理と正義』一頁(一九八八年)、佐藤功「法律上の争訟」と司法権の限界」民事研修二二七号七頁(一九七七年)、相沢久「宗教教義の紛争と司法権とに関する一考察」上智法学二〇卷三頁一頁(一九七七年)、種谷春洋「宗教問題と司法権の限界」判夕四八〇号三三頁(一九八三年)、同「宗教問題と司法権の限界再考」判夕四八二号六頁(一九八三年)、笹川紀勝「宗教団体の内紛と司法審査」芦部信喜遺曆記念『憲法訴訟と人権の理論』二二五頁(一九八五年)、桐ヶ谷章「宗教上の事項と法律上の争訟—最高裁『板まんだら判決』とその後の下級審裁判例の動向—」宗教法五号六六頁(一九八六年)、同「宗教団体の自治と司法権の介入」東洋学術研究二六卷一—一四五頁(一九八七年)。

なお、アメリカにおける問題状況について、池田光晴「裁判所は宗教教義の審査ができるか」創価法学六卷二頁(一九七六年)、松本保三「宗教事項と裁判所の司法審査について」同誌九五頁(一九七六年)、法性祐正「宗教団体内部紛争と司法介入抑制の法理」龍谷法学二二卷二—三頁(一九八八年)、吉崎暢洋「宗教団体内部紛争への司法介入の限界」大阪市立大法學雑誌三五卷一—六一頁(一九八八年)。

フランスにおける問題状況について、小泉洋一「宗教上の紛争に対するフランスの裁判所の態度」阪大法學一三七号四五頁(一九八六年)、同「フランスにおける教会の内部規律に対する裁判所による統制」宗教法六号八一頁(一九八七年)。

各国における紛争処理について比較法的に検討したものとして、佐藤幸治・木下毅編『現代国家と宗教団体—紛争処理の比較法的検討—』岩波書店(一九九二年)。

(2) 例えば、佐藤幸治「集会・結社の自由」芦部信喜編『憲法Ⅱ人権(1)』(一九七八年)六〇七頁など。

(3) 例えば、伊藤正己「憲法(第三版)」(一九九五年)二六八頁、佐藤幸治「憲法(第三版)」(一九九五年)四九一頁。

## 二 宗教団体の自律性に関する裁判例

### 1 法律上の争訟および部分社会論

宗教団体の自律性に関する裁判例は、しばしば裁判所法三条にいう「法律上の争訟」との関係で論じられる。ま

たこの問題は、いわゆる部分社会論とも密接な関係を持つ。そこで、まずこれらの問題について概観しておきたい。

(一) 法律上の争訟

裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法三条にいう「法律上の争訟」であるが、右の「法律上の争訟」と言えるためには、①当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であること、②それが法令の適用により終局的に解決することができること、の二要件を要するのが、最高裁の確定した判例であり、学説にも異論がない。<sup>(4)</sup>すなわち、①の要件を満たしている場合（形の上では具体的な権利義務ないし法律関係の存否をめぐる紛争）であっても、②の要件を満たさない（訴訟物たる権利義務ないし法律関係の存否の前提問題として判断せざるを得ない争点が裁判所の審判に親しまない等のため、結局紛争全体が法令の適用によって終局的に解決するに適しないとされる場合）ときには、「法律上の争訟」にあらず、裁判所の審判権が及ばないとされる。

(二) 部分社会論

自律的法規範を有する社会ないし団体内部における法律上の係争にどの程度まで司法審査が及ぶかといういわゆる部分社会論<sup>(5)</sup>については、判例は次のようになっている。

(1) 当該係争が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる場合には、その社会ないし団体内部の自治的、自律的解決に委ねるのを相当とし、法令の適用によって終局的に解決することのできないものとして、法律上の争訟に当たらないとする。<sup>(6)</sup>

(2) 次に、右のような社会ないし団体の内部における法律上の係争が、単なる内部的なものにとどまらず、一般市民法秩序と直接の関係を有する場合（とりわけ、被処分者の一般市民としての権利利益を侵害する処分の効力が

問題となる場合)については、裁判所の司法審査が及ぶとする。<sup>(7)</sup>

(3) もっとも、政党が党員に対してした除名処分<sup>(8)</sup>の効力につき裁判所の審査権が及ぶ場合であっても、政党の結社としての自主性に鑑み、「右処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則つてされたか否かによって決すべきであり、その審理も右の点に限られる」として、裁判所は、原則として当該政党の自律的決定を尊重し、処分手続が適正に行われたかどうかの点についてのみ審判権を行使すべきであるとした判例もある。<sup>(8)</sup>

(4) なお、宗教団体の懲戒権は自律権の尊重と信教の自由の保障の要請等から、その行使には広い裁量が認められるべきであり、当該懲戒処分が前記②の要件を充たし司法審査の対象となる場合であっても、それは、当該懲戒処分が懲戒処分の濫用と認めら、公序良俗に反し違法無効とされる場合に限られるものと解すべきであるとする下級審の裁判例もある。<sup>(9)</sup>

## 2 宗教団体の宗教上の主宰者の地位をめぐる訴訟法律上の争訟および部分社会論

[1] 宗教法人ほんみち甘露台の地位 (大阪高判昭和四〇年七月一二日・高民一八卷四号三六四頁)<sup>(10)</sup>

宗教法人ほんみちの甘露台の地位は宗教法人たるほんみちの法律上の機関とは認めがたいとし、「宗教団体たるほんみちがみちからその内部でその信仰上解決すべき教義上の問題」であるとして、その地位の存否をめぐる訴訟は法律上の争訟にあたらないとした。

[2] 住職の地位・銀閣寺事件 (最判昭和四七年七月一〇日・民集二三卷八号一四二三頁)<sup>(11)</sup>

[3] 住職の地位・種徳寺事件 (最判昭和五五年一月一日・民集三四卷一号一頁)<sup>(12)</sup>

宗教活動の主宰者たる純粹に宗教上の地位にすぎない場合には、その地位の存否自体を訴訟物として確認訴訟の

対象としても、訴えの利益もしくは確認の訴えの対象となるべき資格を欠き不適法となるとして、法律上の争訟性を否定している。

〔4〕宗教法人聖心布教会会員(司祭)の地位(名古屋高判昭和五五・二月一八日・判時一〇〇六号五八頁、第一審・名古屋地判昭和五一年四月一六日・判タ三三七号一〇頁)<sup>(13)</sup>

宗教上の地位とそれにふさわしい社会的地位のほか、司祭館内で共同生活をする利益、教会裁判権、教会祿や恩給を受ける権利など持っているが、これらはわが国法により保護されるべき利益であるから、司祭の地位に関する紛争は法律上の争訟となるとしている。

〔5〕生野カトリック教会の司祭、主任司祭の地位(大阪高判昭和五二年五月二六日・判タ三五九号二三六頁)<sup>(14)</sup>

カトリック教会の一般的な「司祭」の地位は純粹に宗教上の地位であり、法律上の争訟ではないとしながら、特定司教区所属の特定教会の「主任司祭」の地位は、教会における事務を担当する関係で生ずる一定の具体的な権利義務関係(教会建物敷地に居住し、これを管理し、当該教会の財務会計を担当し、毎月一定の生活費等の支給を受けるという関係)の存在を認めることが可能であり、これらの関係を教会主任司祭の地位と略称するときは、その地位の確認を求める争訟は法律上の争訟になるとした。

〔6〕真宗大谷派管長の地位(大阪高判昭和五四年七月一八日・判タ三五九号六七頁、第一審・京都地判昭和五三年一月二四日・判時九二〇号二〇八頁)

管長の地位は私法およびこれに基づく団体法規を適用して処理されるべき地位若しくは法律関係とは言いがたく、他方法主のように精神的要素の高いものではないにしてもなお同じく宗教活動上の地位であるとして、法律上の争訟性もしくは確認の対象適格を欠くとした。

### 3 宗教上の事項と審判権の限界

#### 〔7〕種徳寺事件(前出〔3〕)

この事案では、建物明渡請求の前提問題として住職の地位の存否の判断が必要となった。住職の地位それ自体の確認は不適法としたが、「他に具体的な権利又は法律関係をめぐる紛争があり、その当否を判定する前提問題として特定人につき住職たる地位の存否を判断する必要がある場合には、その判断の内容が宗教上の教義の解釈にわたるものであるような場合は格別、そうでない限り、その地位の存否、すなわち選任ないし罷免の適否について、裁判所が審判権を有するものと解すべき」であるとした。

#### 〔8〕本門寺事件(最判昭和五五年四月一〇日・判時九七三三〇号八五頁)<sup>(15)</sup>

本門寺の代表役員の地位をめぐり二人が争い、代表役員の地位の存否の判断の前提問題として住職の地位の存否の判断が必要となった事案につき、「宗教法人は宗教活動を目的とする団体であり、宗教活動は憲法上国の干渉から自由を保障されているものであるから、かかる団体の内部関係に関する事項については原則として当該団体の自治権を尊重すべく、本来その自治によって決定すべき事項、殊に宗教上の教義にわたる事項のごときものについては、国の機関である裁判所がこれに立ち入って実体的な審理、判断を施すべきものではないが、右のような宗教活動上の自由ないし自治に対する介入にわたらない限り、前記のような問題につき審理、判断することは、ならざる支えないところというべきである」とした。

(4) 判例としては、最三小判昭和二八年二月一七日・裁判集民事一〇号四五五頁、最一小判昭和二九年二月一一日・民集八卷二号四一九頁、最三小判昭和四一年二月八日・民集二〇卷二号一九六頁など。学説としては、例えば、最高裁判務総局『裁判所法逐条解説(上)』(一九六七年)二二二頁、兼子一『竹下守夫』裁判法(新版) (一九七八年)七〇頁、小山昇『民事訴訟法(四訂版)』一五八頁(一九八四

年)など。

(5) 例えば佐藤幸治「部分社会」と司法権」同「現代国家と司法権」一四七頁以下(一九八八年)。

(6) 最大判昭和三五年一〇月一九日・民集一四卷一二号一六三三頁は、地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰議決の無効または取消を求める訴訟につき、右議決のようなものは司法裁判権の対象にならないとして、右訴訟を不適法なものとし、最判昭和五二年三月一日・民集三二卷二二〇三四頁は、裁判所法三条にいう「一口に法律上の係争といっても、その範囲は広汎であり、その中には事柄の性質上裁判所の司法審査の対象外におくのを適当とするものもあるものであって、例えば、一般市民社会の中にあつてこれとは別個に自律的な法規範を有する特殊な部分社会における法律上の係争のごときは、それが一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、その自主的、自律的な解決に委ねるのを適当とし、裁判所の司法審査の対象にはならないものと解するのが相当である」旨判示し、国立大学における授業科目の単位授与認定行為は、裁判所の司法審査の対象にならないとしている。本文後記「8」判決は、宗教団体の自治権を肯定している。

(7) 最大判昭和三五年三月九日・民集三一卷三三〇三五五頁は、地方公共団体の議会の議員の除名処分取消を求める訴訟につき、議員の除名処分は議員の身分の喪失に関する重大な事項であつて、単なる内部規律の問題にとどまらないとして、このような事項には裁判権が及ぶとしている。また、最三小判昭和五二年三月一日・民集三二卷二八〇頁は、国公立大学の学生専攻科修了の要件を充足したにもかかわらず、大学が専攻科修了の認定をしないことは、実質的にみて、一般市民としての学生の国公立大学の利用を拒否することにはならず、学生が一般市民として有する公の施設を利用する権利を侵害することになるといふことを理由に、右専攻科修了認定行為は、司法審査の対象になる旨を判示している。

(8) 最三判昭和六三年二月二〇日・裁判集民事一五五号四〇五頁(いわゆる「共産党袴田事件」)は、政党が党員に対してした除名処分につき、右処分が一般市民としての権利利益を侵害することを理由に、裁判所の審査権が及ぶことを肯定しているが、政党の結社としての自主性に鑑み、「右処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則つてされたか否かによって決すべきであり、その審理も右の点に限られる」として、裁判所は、原則として当該政党(団体)の自律的決定を尊重すべき旨判示している。

(9) 京都地判平成元年三月二〇日・判時一三二七号九六頁(近松別院事件)。

- (10) 判例評釈として、高島義郎・民商五八巻四号一四八頁(一九六八年)、渡邊綱吉・宗判百選四四頁(一九七二年)。
- (11) 判例評釈として、柳川俊一・最高裁判所判例解説民事篇昭和四四年度七四事件七五一頁(一九七〇年)、本間義信・民商六三巻一号六五頁(一九七〇年)、船越隆司・宗判百選四六頁(一九七二年)。
- (12) 判例評釈として、谷口知平・民商八三巻二号九七頁(宗研二輯所収)(一九八〇年)、齋藤和夫・法学研究(慶応)五三巻一号一三一頁(一九八四年)、新藤幸司・判夕四三九号(昭和五五年主要判例解説)二二五頁(一九八一年)、伊藤眞・ジュリ昭和五五年重要判例解説一三九頁(一九八一年)、吉井直昭・ジュリ七一六号七一頁(一九八〇年)。
- (13) 判例評釈として、飯塚重男・宗判百選(第二版)七四頁(一九九一年)。
- (14) 判例評釈として、上田徹一郎・判夕三六四号二七頁(一九七八年)、同判夕三六七号一八六頁(一九七八年)。
- (15) 判例評釈として、谷口知平・法時五二巻一—号一一九頁(一九八一年)(宗研二輯所収)、土田徹一朗・判時九九五号一六七頁(判例評論二六七号)(一九八一年)、畑郁夫・民商八四巻一号八七頁(一九八一年)。

### 三 宗教上の事項が前提問題となった場合と法律上の争訟

#### 1 法律上の争訟でないとする裁判例

〔9〕板まんだら事件最高裁判決(最判昭和五六年四月七日・民集三五巻三号四四三頁)<sup>(16)</sup>

宗教団体に出捐した供養金を、錯誤を理由に返還を請求した事案につき、次のように判示して、請求自体の法律上の争訟性を否定し、訴え却下の訴訟判決をした。

「要素の錯誤があつたか否かについての判断に際しては、右①〔「板まんだら」があるべき本尊か否か〕の点については信仰の対象についての宗教上の価値に関する判断が、また、右②〔「正本堂の宗教的意義付け」の点については「戒壇の完結」、〔「広宣流布の達成」等宗教上の教義に関する判断が、それぞれ必要であり、いずれもことごらの

性質上、法令を適用することによっては解決することのできない問題である」。

「本件訴訟は、具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとっており、その結果信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断は請求の当否を決するについての前提問題であるにとどまるものとされてはいるが、本件訴訟の帰すうを左右する必要不可欠のものとして認められ、また、記録にあらわれた本件訴訟の経過に徴すると、本件訴訟の争点及び当事者の主張立証も右の判断に関するものがその核心となっていると認められることからすれば、結局本件訴訟は、その実質において法令の適用による終局的な解決の不可能なものであって、裁判所法三条にいう法律上の争訟にあたらぬ」。

〔10〕蓮華寺事件最高裁判決（最判平成元年九月八日・民集四三巻八号八八九頁）<sup>(17)</sup>

異説を唱え教団（日蓮正宗）から擯斥処分に出せられた僧侶の処分の効力をめぐる訴訟であり、被処分者（Y）が住職をしていた日蓮正宗の被包括寺院である蓮華寺（X）からYに対し建物明渡の請求、YからXに対し代表役員地位の確認の請求の各訴訟が提起され、それらの請求の当否を判断する前提問題として処分権者（A）の地位の存否の判断およびYの所説が異説に該るか否かの判断が必要となった。

一審判決（大阪地判昭和五九年九月二八日・判時一一四五号八一頁）は、異説性の判断につき、Yの前記各所説が「日蓮正宗の教義に反する異説である旨の自治的決定をしたものと認めることができる」とし、処分権者の地位の存否に関し、「血脈相承が日蓮正宗の教義に深くかかわるものであることは否定しがたい」としながらも、「社会的事実たる宗教上の儀式として（の）血脈相承の存否については、裁判所は、日蓮正宗の教義の解釈に立ち入ることなく、審理、判断することが可能である」として「血脈相承といわれている宗教上の儀式を授けたと推認するのが相当」と認定。処分を有効とし、建物明渡請求を認容、代表役員の地位確認請求を棄却する本案判決をした。これ

に対し控訴審判決(大阪高判昭和六一年五月六日・判時一二〇七号六一頁)は、双方の請求を、法律上の争訟に該当しないと訴え却下の訴訟判決をしていた。双方が上告し、最高裁は次のように判示して、各上告を棄却(双方の訴え却下との控訴審判決を維持)した。

特定人の宗教団体上の地位の存否の判断について「宗教上の教義、信仰に関する事項をも審理判断しなければならないときには、裁判所は、かかる事項について一切の審判権を有しない以上、右の地位の存否の審理判断をすることができない」。

「[擯斥処分]の判断をするについては、Yに対する懲戒事由の存否すなわちYの前記言説が……異説に当たるかどうかの判断が不可欠であるが右の点は……教義、信仰に立ち入ることなくして判断することのできない性質のものであるから、結局本件訴訟の本質的争点である本件擯斥処分の効力の有無については裁判所の審理判断が許されないものというべきであり、裁判所がXないし日蓮正宗の主張、判断に従ってYの言説を『異説』であるとして本件擯斥処分を有効なものと判断することも、宗教上の教義、信仰に関する事項について審判権を有せず、これらの事項にかかわる紛議について厳に中立を保つべき裁判所として、到底許されない」。

〔11〕白蓮院事件等最高裁判決(最三判平成五年七月二〇日・判時一五〇三号五頁)<sup>(18)(19)</sup>

日蓮正宗の被包括宗教法人である寺院(以下、「X」という)の住職であり代表役員である僧侶(以下、「Y」という)が、同宗の法主・管長であるAの地位を否定したことが同宗の教義に反する異説を唱えたことになるとして同宗の宗制宗規に従って擯斥処分を受けたことをめぐる訴訟である。これらの訴訟では、Xは、この処分によってYが僧籍を喪失し、それに伴い住職・代表役員の地位も喪失するとともに寺院建物の占有権原を失ったとして、その明け渡しを求め、これに対し、Yは擯斥処分の無効を主張しXの代表役員等の地位の存在確認を求めている。処

分事由とされた異説の内容が若干異なる他は、蓮華寺事件とほぼ同じ事項が争点となっている。すなわち、①Aが法主・管長の地位にあるか否か、②Yの唱えた所説は異説に当たるか否か、の二点が争われた。

全国的に訴訟が係属していたなかで、前記「11」の蓮華寺事件最高裁判決以前においては、後述〔13〕〔14〕など)のように、宗教団体の自律権行使の結果を尊重し、本案判決をしていたのに対し、同判決以後においては、——当然のことかもしれないが——同判決に倣って訴え却下の訴訟判決が続出している。最高裁においても、蓮華寺判決が踏襲された。

その代表的判決である白蓮院事件等最高裁判決は、次のように判示している。

原判決を、「上告人〔X〕らの包括宗教法人である日蓮正宗が被上告人〔Y〕らに対してした懲戒処分（以下「本件処分」という。）の効力の有無が本件請求の当否を決める前提問題となっており、その効力の有無が本件紛争の本質的争点となっているとともに、その効力についての判断が本件訴訟の帰すうを決めるものであるところ、右の点の判断をするためには、本件処分における懲戒事由の存否及び懲戒権限の有無等を審理する必要がある、かつ、それは日蓮正宗の教義ないし信仰の内容に深くかわるものであるから、結局、右宗教上の問題に立ち入らないうで争点の核心につき審理、判断することができないとし……上告人らの訴えは、その実質において、裁判所法三条にいう「法律上の争訟」に該当しないと見て、これを却下している」と要約し、「本件記録によって認められる上告人らが本件訴訟を提起するに至った本件紛争の経緯及び当事者双方の主張並びに本件訴訟の経過に照らせば、本件訴訟の争点を判断するには、宗教上の教義ないし信仰の内容について一定の評価をすることを避けることができないうことは否定し得ないのであるから、本件事案の下において上告人らの訴えを却下すべきものとした原審の判断は是認することができる」。



となるが、この場合には、特定の者の宗教法人の代表役員の地位の存否の確認を求める訴えは、裁判所が法令の適用によって終局的な解決を図ることができない訴訟として、裁判所法三条にいう「法律上の争訟」に当たらないというほかない。「Aが法主の地位にあるか否かを審理、判断するには、血脈相承の意義を明らかにした上で、同人が血脈を相承したものであるということができるかどうかを審理しなければならない。そのためには、日蓮正宗の教義ないし信仰の内容に立ち入って審理、判断することが避けられない」ので本件訴えは、結局、いずれも法律上の争訟性を欠き、不適法として却下を免れない。

## 2 自律結果を受容し本案判決した例

### (一) 下級審の裁判例

前記の日蓮正宗異説訴訟につき、蓮華寺事件最高裁判決が出されるまでは、下級審(地裁)において、自律結果受容論ともいえるべきいくつかの裁判例が出されている。その代表例として、松江地裁と東京地裁の裁判例を紹介する。<sup>(21)(22)</sup>

〔13〕薬王寺事件一審判決(松江地判平成元年二月二二日・判時一三〇七号一二九頁)

〈争点①に関連して〉「教義、信仰上の対立をどのような形で收拾するかはもっぱら各宗教団体の自治にまかされた事項であるから、宗教団体の自治的な解決結果がすでに出されている場合には、それが公序良俗に反しない限りその結果を前提として本案判決をすることが、紛争を放置しておのずから正邪の歴史的な判定が結果するのを待つのではなく裁判権による介入を最小限に抑えつつ法律上の争訟解決のためにできる限り審理判断をするべきであるという立場に合致し、宗教団体の自治を保障した諸法規の精神に沿うものと考えられる」。「教義、信仰上の」事項に関する当該宗教団体の自治的な決定の存否の主張はこれを取り上げ、その自治的決定の存否を審判して本案判決を下すという方法によるのが相当である。〔Aが血脈相承を受けているとの日蓮正宗における自治的な決定がす

でに存在することは……認めることができ〔る〕。

〈争点②に関連して〉「血脈相承についての所説の陳述発表が異説を述べたことになるか否かは、血脈相承の意義・内容の解釈にかかるから、……右事項に関する当該宗教団体の自治的な決定の存否の主張はこれを取り上げ、その自治的決定の存否を審判して本案判決を下すという前記手法をここでも採用する」。「Yの行為が異説を唱えたことにあたるとの日蓮正宗における自治的な決定結果がすでに存在することは、……認めることができる」。

〔14〕白蓮院事件一審判決(東京地判平成元年三月二三日・判時一三〇六号一四頁)

〈争点①に関連して〉「血脈相承が真実行われたか否かにつき裁判所が直接審理・判断するとすれば日蓮正宗の教義にかかわらざるを得ず、信教の自由を侵すおそれがあるといわざるを得ない」。「かかる場合においては、裁判所としては……宗教団体における自治と信教の自由を尊重するため、日蓮正宗自身が、Aが血脈相承を授けられた法主に就任したことを、肯認していたか否かを審理することによって、日蓮正宗においてこれが肯認されているとすれば、この宗教的判断を尊重し血脈相承が存在したとされていることを前提として裁判するのが相当である」。

「Aは、Bが遷化した直後前法主〔先代法主の誤り〕Bから血脈相承を受けたことを明言し、日蓮正宗もAを法主として肯認し、宗務機関、僧侶、信者も関与し、Aの法主就任に必要な宗教上の儀式を行い、Aも法主としての職務を執行し現在に至っており、ただ、Yの一派が就任約一年半後にAの法主としての地位を否定する挙に出たが、その動機も、宗務院から正信覚醒運動の一環である第五回檀徒大会の中止を命ぜられ、これに違反してAから懲戒処分を受けたことに対抗するためのものであるに過ぎないことが認められる」。「してみると、Aは、昭和五四年七月二二日、日蓮正宗の法主に就任したと認められるから、Aは擯斥処分権者であるというべきである」。

〈争点②に関連して〉「裁判所としては、当該宗教団体における自治と信教の自由を尊重するため、異説性の有無

が宗教上の教義の解釈にわたるときはその審理を避け、当該宗教団体における解釈を尊重し、当該宗教団体が自治的になした解釈を肯認して、これを基礎として判断すべきである。」「日蓮正宗においては、その宗規一五条五号が管長の権限として『教義に関して正否を裁定する』と規定していること、また、……日蓮正宗の法主・管長であるAは、昭和五七年一月一六日ころ、Yの所説が同宗における血脈相承を否定する異説である旨の裁定をしたことが認められ」るので、「Yの主張は、日蓮正宗の教義に反する異説を唱えたものといわざるを得ない」。

(二) 最高裁の反対意見

〔15〕白蓮院事件判決における反対意見

前記〔11〕判決において、佐藤・大野両裁判官は次のような反対意見を述べている。

「具体的な権利義務ないし法律関係の紛争の解決を求める訴訟においても、宗教団体における宗教上の教義、信仰にかかわる事項についての判断がその前提問題として避けられない場合に、これについて審理、判断することは許されないとすべきである。しかし、そのことから、直ちに当該訴訟それ自体が裁判所法三条にいう『法律上の争訟』に該当しないということはできず、この場合には、当該事項についての宗教団体の自律的な決定を尊重するなとして請求の当否を判断すべきものと解するのが相当である。」「これを本件についてみるのに、……裁判所としては、本件処分が日蓮正宗の自律的な決定によるものであるか否かを審理、判断し、それが日蓮正宗の自律的な決定によるものと認められるときには、これを尊重して請求の当否を判断すべきものである」。

〔16〕管長事件判決における反対意見

前記〔12〕判決にも、大野裁判官の次のような反対意見が付されている。

「法主の『選定』があつたか否かは、『血脈相承』それ自体を判断しないまでも、『選定』を推認させる間接事実

(例えば、就任の公表、披露、就任儀式の挙行など)の存否、あるいは選任に対する日蓮正宗内の自律的決定なしこれと同視し得るような間接事実(例えば、責任役員らによる承認、新法主による儀式の挙行と列席者の承認など)の存否を主張立証させることによって判断することが可能である。『選定』の直接事実が「血脈相承」であり、それは裁判所の判断すべき事項ではないが、右例示の間接事実が、教義、教理の内容にわたるものではなく、裁判所にとって判断可能な社会的事実であり、これらの事実の存否によって、裁判所はAが宗教法人たる日蓮正宗の代表役員であるか否かを判定することが可能であり、また必要である」。

- (16) 同事件の調査官の判例解説として、篠田省三・曹時三七卷七号一七七九頁(一九八五年)(最高裁判所判例解説民事篇昭和五六年度一四事件二二二頁)、判例評釈として、谷口知平・民商八六卷二号八九九頁(一九八二年)(宗研五輯所収)、中野貞一郎・民訴百選第二版一〇頁(一九八二年)、藤井俊夫・ジュリ七六八号昭和五六年重要判例解説二六頁(一九八二年)、住吉博・同誌二二八頁(一九八二年)、種谷春洋・判タ四七二号(民事主要判例解説)二一九頁(一九八二年)、若原茂・ジュリ七四六号一〇二頁(一九八一年)、佐藤功・法セ三一七号一八頁(一九八一年)、笹川紀勝・法教二二二号一〇頁(一九八一年)、松本昌悦・法律のひろは三四卷八号五五頁(一九八一年)、竹中勲・法セ三二四号一八頁(一九八二年)、住吉博・法セ三二五号一三八頁(一九八二年)、はやし・しうぞう・時の法令一一〇七号四五頁(一九八一年)、山田恒久・法学研究(慶応)五五卷三号二二四頁(一九八二年)、野坂泰司・宗判百選第二版七〇頁(一九九一年)があり、原判決の評釈として、小室直人・判例評論二二二号三三頁(一九七六年)、平野武・隴谷法学九卷二号二六九頁(一九七六年)(宗法研究二輯所収)、渡邊綱吉・愛知学院大学宗教法制研究所紀要二五号八三頁(一九七九年)。

なお、経過の概要につき、桐ヶ谷・前掲注(一)「宗教法五号六九頁〜七七頁、同「衣を被った宗教紛争と司法権」法七増刊憲法訴訟二六四頁(一九八三年)参照。

- (17) 同事件の調査官の判例解説として、魚住庸夫・曹時四三卷五号二二三一頁(一九九一年)(最高裁判所判例解説民事篇平成元年度一六事件二八六頁)、判例評釈として、同・ジュリ九四八号二〇〇頁(一九九〇年)、大沢秀介・ジュリ九四七号八三(一九八九年)、市川正人・法教二一五号七五頁(一九九〇年)、伊藤眞・判タ七一〇号四頁(一九八九年)、高橋宏志・私法判例リマックス一九九〇年二〇三頁、松浦

馨・ジュリ九五七号平成元年度重要判例解説二二頁(一九九〇年)、佐藤幸治・宗判百選第二版七二頁(一九九一年)、長岡徹・判例評論三七七号五八頁(一九九〇年)、石川明・法学研究(慶応)六三巻八号九〇頁(一九九〇年)、竹下守夫・民商一〇二巻三三〇一五頁(一九九〇年)があり、一審判決の評釈として、本間靖規・龍谷法学一八巻一七七頁(一九八五年)。

なお、同判決を中心とする論稿として、竹下守夫「団体の自律的処分と裁判所の審判権」書研所報三六号一頁(一九九〇年)、中野貞一郎「司法審判権の画定基準」民商一〇三巻一頁(一九九〇年)、佐藤幸治「審判権の範囲と限界」ジュリ七一七号一六六頁(一九九一年)、同「宗教団体紛争と司法権」法教一三三六号二四頁(一九九二年)、高橋宏志「審判権の限界について」法教一一九号九〇頁(一九九〇年)、松浦馨「宗教団体の自律的結果承認の法理」三ヶ月章古希記念論文集一頁(一九九一年)、小林秀之「民事訴訟法の現代的問題(2)」判タ七五〇号一六頁(一九九一年)、桐ヶ谷章「蓮華寺事件最高裁判決(平成元年九月八日)の経過と問題点」板まんだら判決(昭和五十六年四月七日)と対比して「宗教法一〇号九七頁(一九九一年)。

(18) 判例評釈として、宮川聡・判時一五二八号二〇八頁(判例評論四三四号)(一九九五年)、松井茂記・民商一一一巻六号一〇九頁(一九九五年)、須藤典明・判タ八八二号平成六年度主要民事判例解説三三八頁(一九九五年)。

(19) 日蓮正宗では、これら一連の異説を理由とする処分に先立つて宗務院の命令に従わなかったことを理由になされた処分をめぐっても同様の訴訟が係属していたが、これらについても、相次いで最高裁の判決が下された。最一小判平成五年九月一〇日・判時一五〇三号一八頁(妙真寺事件)、最一小判平成五年一月二五日・判時一五〇三号一八頁(小田原教会事件)などである。このうち前者は、処分権者の地位の存否についての判断が、後者については処分事由の存否についての判断が、教義ないし信仰の内容についての評価をすることをさけられないという理由によって、いずれも法律上の争訟にあたらなとして、訴えを却下すべきものとした。

(20) 同事件の調査官の判例解説として、滝澤孝臣・曹時四八巻二五五八〇頁(一九九六年)(最高裁判所判例解説民事篇平成五年度三三二事件七二八頁)、判例評釈として、石川健治・ジュリ一〇四六号平成五年度重要判例解説一一頁(一九九四年)、新堂幸司・私法判例リマージュ(10)〈一九九五(上)〉(平成六年度判例評論)一四〇頁(一九九五年)、大石眞・法教一六三三〇二頁(一九九四年)、笹田栄司・憲法判例百選(第三版)三九六頁(一九九四年)、坂原正夫・法学研究(慶応)六七巻一〇号八九頁(一九九四年)、渡部毅・北大法學論集四六巻二号一五九頁(一九九五年)。

(21) 判例研究として、東京判決(白蓮院事件)につき中野貞一郎・判タ七〇四号七六頁(一九八九年)、東京判決、松江判決(葉王寺事件)

につき桐ヶ谷章「日蓮正宗異説訴訟—宗教団体内部の自律権と裁判所の審判権—」創価法学一八卷四号二二七頁(一九八九年)。

(22) その他、自律結果受容論を採用した下級審の判決として、宇都宮地判平成元年四月二七日・未登載、福島地判平成元年四月二八日・未登載、京都地判平成元年五月二五日・判タ七一五号二五五頁、水戸地土浦支判平成元年六月二五日・判タ七一五号二六五頁、青森地判平成元年六月二七日・判タ七一四号三三八頁、千葉地判平成元年七月一九日・未登載、大津地判平成元年一月一九日・未登載。

#### 四 学説の概要

##### 1 宗教団体の内部紛争と司法審査

一般的に、自律的法規範を有する社会ないし団体はその事務等を他からの関与・干渉なしに決することができるが、そのような中でも、宗教団体に関しては、教義をひろめ、儀式行事を行うなどの宗教上の行為が憲法で保障された信教の自由のもとにあり、信仰、規律、慣習等の宗教上の事項や宗教上の役職員の任免等について憲法上国の干渉からの自由が保障されている(憲法二〇条。なお、宗教法人法一条二項、八五条参照)ところから、他の団体に比しより慎重な配慮が要求される。

(一) 以下の点については、判例も一致しており学説上も特に異論はない。

(1) 宗教上の教義の真否・解釈、信仰の価値、宗教上の地位(教祖、法主、住職など)の存否自体を訴訟物とする訴訟が「法律上の争訟」に当たらず、裁判所の審判権が及ばないこと。

(2) 具体的な権利義務ないし法律関係についての請求の当否の判断の前提問題として、特定人につき宗教上の地位としての住職等の地位の存否を判断する必要がある場合には、その判断の内容が宗教上の教義の解釈等本来宗教

団体がその自治によって決定すべき事項にわたるときは格別、そうでない限り、裁判所は、その地位の存否（選任ないし罷免等の適否）について審判権を有すること。

(3) 信仰上の価値判断や教義解釈など本来宗教団体がその自治によって決定すべき事項については裁判所の審判権が及ばないこと。

(二) 問題は、本来宗教団体が自治的に決定すべき宗教上の教義・信仰ないしは宗教活動に関する事項が具体的な権利義務または法律関係の存否を訴訟物とする訴訟の前提問題にとどまるが、請求の当否を決定するについてその点の判断を避けることができない場合に、裁判所としてはどのような審理・判断したらよいかという点である。以下この点について考察する。

## 2 宗教上の事項が前提問題となつたときの裁判所の審理・判断方法

この点については、大きくわけて二つの考え方がある。

### (一) 却下説

右のような宗教上の問題が請求の当否を決するのに不可欠の争点となつており、紛争の核心をなしている場合には、形の上では法律上の紛争であっても、裁判所が法令の適用により終局的に解決することができないものとして、訴えを却下すべきであるとする説である。判例としては「9」を皮切りにして、「10」「11」「12」がこの立場をとっている。

宗教上の事項に審判権が及ばない理由が、国家は宗教上の事項に介入せず、抗争するどちらの立場にも肩入れすることを避けるべきであるという点にあるとするならば、たとえ訴訟物は権利の存否の争いの形をとっていても、その紛争の実質が教義や信仰上の争いである場合には、実体判決をすることによりその争いの一方の立場を正面か

ら支持する結果になるおそれがあるので、裁判所の不干渉、中立性を主文で明確に示すという意味で、その事件をそもそも取り上げないという形の訴え却下の判決で事件を打ち切るのが望ましい、とする。<sup>(23)</sup>

## (二) 本案判決説

このような場合にも、何らかの方法で本案判決をすべきであるとする説である。宗教上の事項が前提問題となっていることを理由に訴訟上の請求である私法上の権利につき司法救済を拒否することは、国民の裁判を受ける権利(憲法三二条)を侵すことになるから許されないと考へ方からの帰結である。どのような方法で本案判決をするかについては、おおむね次の二つの考へ方がある。

(1) その一は、主張立証責任により判決すべきであるとする考へ方である。すなわち、宗教上の事項が請求の当否を決するにつき不可欠の争点となつている場合には、裁判所は、宗教上の教義の真否・解釈、信仰の対象の価値等について立ち入つた判断をすることはできないから、主張立証責任の所在に従い、その点について主張立証責任を負う当事者に不利な判決をすべきであるとするものである。前記「9」事件判決における寺田裁判官の意見がこの立場に立つてゐる。<sup>(24)</sup>

(2) その二は、自律結果を尊重して本案判決をすべきであるという考へ方である。前提問題たる宗教上の事項については当該宗教団体の自治ないし自律に委ねられるべきものであるから、その自律的決定結果がある場合には、原則として、それをそのまま判断の基礎として本案判決をすべきであるとするものである。<sup>(25)</sup>

この説を採る立場でも、自治的ないし自律的決定といつても、全く無制限に自由というわけではなく、一定の実体的・手続的制限を受けるとする考へ方が有力である。<sup>(26)</sup> また、「10」「11」事件のように、宗教団体のなした懲戒処分が争われ、懲戒事由の存否が宗教上の教義・信仰の内容にかかわるだけでなく、懲戒権者の処分権限の

存否も「血脈相承」という宗教上の教義・信仰の内容に立ち入ることなくして判断することができない場合に、「血脈相承」の存否についても当該宗教団体の自律的決定に委ね、その決定を尊重すべきか否かについては、これを肯定する見解と、懲戒権者の処分権限が存在することは宗教団体の自律的処分の効力を尊重するための絶対的の要件であるから、その点についてはつねに裁判所が自ら審査することを要するとする見解が対立している。<sup>(27)</sup>

### (三) 私見

「9」のような事案について法律上の争訟性を否定し却下判決をすることについては、特に異論はない。問題は「10」「11」のような事案について却下でよいのか自律結果を所与の前提にして本案判決をするのがよいのである。宗教団体の自律権を尊重するということからすれば自律結果を所与の前提にして本案判決をするという考え方に共感を覚えるが、他方、このような教義や信仰に関する判断をめぐる紛争において、裁判所が一方当事者側の自律結果なるものを尊重することは、結果的に教義、信仰にかかわる宗教団体内部の対立の一方に肩入れすることになり、ひいては国家機関の宗教的中立性を結果的に害することになりはしないかとの危惧もぬぐいされない。このような宗教上の争いは、本来当該宗教団体の内部において長年月をかけても自治的に解決することが望ましいことはいうまでもない。最高裁が、「10」の蓮華寺事件判決以降も同種事案に、執拗に却下判決を繰り返しているのは、そのような考えに基づくものと思われる。

なお、自律結果を尊重するということは、自律的規範が定立されていることの認定と、その規範に則った手続きのないし実体が存在することの認定が前提になるものであつて、当該宗教団体の定立する規範とはかけ離れた間接事実をいくら積み上げても、それによりその規範の定める自律結果が存在するなどということは認定できない。

(23) 板まんだら事件については、注(24)掲記以外はおおむね却下判決を支持していたが、蓮華寺事件については、自律結果受容論が、大勢を占めるようになり、却下説を明確に主張されているのは、魚住・前掲注(17)、住吉・前掲注(16)、同・法律のひろば三八巻六号五四頁(一九八五年)、本間・前掲注(17)。小林・前掲注(17)はやや躊躇しながらではあるが却下に同調している。市川・前掲注(17)は事案の特殊性という限定付きで却下判決を支持している。

(24) 渡邊・前掲注(16)、山田・前掲注(16)、中野・前掲注(16)(17)の各論文。

(25) 前掲注(17)掲記の判例評釈・論稿のうち伊藤・高橋・松浦・佐藤・石川・竹下の各評釈ならびに竹下・佐藤・高橋・松浦・桐ヶ谷の各論稿は、若干のニュアンスの違いはあるが、おおむね自律結果受容論をとっている。なお、竹下教授については、注(27)参照。

(26) 佐藤・高橋・前掲「司法権と団体内部の紛争」、竹下・前掲注(17)評釈および論稿。

(27) 竹下・前掲注(17)評釈および論稿は、処分事由については自律結果を委ねてよいが、処分権限については裁判所が自ら審査することを要するとする。なお、中野・前掲注(17)論稿参照。

## 五 立法権・行政権に対する自律

宗教団体の自律性は立法権、行政権からも保障されなければならない。平成七年になされた宗教法人法の改正との関連において、この問題について考えてみたい。<sup>(28)</sup>

### 1 改正の内容とその理由

#### (一) 財務関係書類・帳簿の開示義務

改正法は、信者その他の利害関係人は、正当な利益のある場合、宗教法人法(以下、単に「法」と言う場合もある)二五条で備え付けることとされている書類、帳簿について、宗教法人人に対して閲覧を求めることができる旨規定した。その理由としては、「法人の財務会計等の管理運営の側面については、より民主的運営や透明性を高めるべき

であるという社会一般の論理を取り入れるべきであり」、「宗教法人の公共性に対応した公正な運営をより一層確保することが必要である」とされている(報告書三頁<sup>(29)</sup>)。

(二) 財務関係書類・帳簿の提出義務

改正法は、宗教法人に対し、財務関係を中心とした一定の書類を所轄庁に提出することを義務づけた。報告書にはその理由として、①「所轄庁が宗教法人の客観的な活動状況を把握することにより、宗教法人が宗教団体としての要件を備えていることの確認等、所轄庁が現行法上期待されている責任を適切に果たすことができ、宗教法人制度の適正な運用をはかることができる」こと、②「宗教法人側の適正、適切な事務処理についての自覚を促し、宗教法人法の基本である宗教法人の自治能力と管理運営の透明性の向上に資すること」等があげられている(報告書五頁)。

2 財務関係書類の性質

問題点につき検討するに先立ち、財務関係書類の性質がどのようなものであるかについて見ておきたい。

財務関係の書類や帳簿には単に数字だけでなく、活動の内容や信者のプライバシーにかかわる問題も反映されている場合が多い。例えば、財産目録ひとつとってみても、特別財産の項目には、「本尊、神像等の礼拝の対象となる物件」などを記載することとされている。そうすると財産目録を見ればその宗教団体が礼拝の対象としている本尊や神像等(これは紛れもなく「聖」の部分である)が明らかになる。また、収支計算書では、宗教活動収入として、「供養」とか「布施」「喜捨金」等信者からの宗教上の献金の額などが記載されることになり、また宗教活動費として「儀式費」、「行事費」、「布教費」などが記載されることになる。そういうものは、宗教活動の側面と表裏の関係にあり——というより宗教活動そのものといった方がよい——単に数字だけ出せばいいといっても、その数

字(「俗」の側面)を通して宗教法人の宗教活動(「聖」の側面)の実態というものが表れるということになってしまふ。要するに、数字や財産を通して活動の中心、すなわち紛れもなく宗教団体の「聖」の側面にあたる部分が反映されることになる。したがって、このような部分に国家がかかわることになると、それはもはや、単に俗の側面のみに対する国家の関与というだけにとどまらず、聖の部分に対する国家の関与にもつながってこざるをえないということになる。以上の点を踏まえて、二つの改正点について問題点を指摘する。

### 3 開示義務の問題点

公正な運営を確保するためという理由で、改正法のように、宗教法人に、開示を、法律などの公権力をもって一律に強制するという発想は、大きな誤りであり、危険である。

憲法が保障する信教の自由は、宗教団体の自主的・自律的運営権をも含む。いかなる者が運営に携わるのか、公正な運営を図るためにどのような方法をとるか等は、各宗教団体が、その教義・信仰、歴史・伝統、信者との関係性などを踏まえて、自らの責任において自主的・自律的に決めるべきことであると、憲法は考えている。公正な運営を図るためには開示も一つの方法であろうが、そのほかにもいろいろな方法がある。開示をするか否か、また、開示する場合も、どのような方法でどのような範囲の人々に開示するか等については、いずれも宗教法人の責任と自主性に任せるべき事柄といえる。どの宗教法人にも、公権力をもって、画一的かつ一律に——しかも「聖」の領域の事項に密接に関連する事項について——開示を強制することは、自治ないし自律に対する介入であり、許されない。

### 4 提出義務の問題点

提出義務については、以下に述べるような問題点がある。

まず前記理由の①は、はからずも所轄庁による宗教法人の「活動状況」の「把握」がその目的であることを自認している。また、「宗教団体としての要件」を「備えていること」の確認をすることとは、法二条の要件、すなわち宗教団体の「教義をひろめ」「儀式行事を行い」「信者を教化育成する」という部分を所轄庁が恒常的に把握していくということである。宗教法人が「聖」の部分の要件を備えているかということと所轄庁が恒常的に把握していくために一定の書類を提出させるということになる。結局これも、聖なる部分を恒常的に監視していきたいから、提出義務を課すのだということを目認しているに等しい。

次に、提出させる目的は何か。ただ書類を積んでおくための提出であるならば提出させる意味は何もない。提出させることによって何らかの状況把握をし、それに基づいて宗教法人に対して指導・監督等の行動をとっていくということが前提にあるからこそ、このような提出義務を負わせる意味があるのである。

このように、財務会計に関する書類の提出義務を課することは、所轄庁が宗教法人の聖なる部分に関与することにつながる。これは公権力による、宗教法人の自治・自律に対する管理・干渉につながり、信教の自由に対する侵害となる。

また、宗教法人の聖の事項に公権力の関与を許すということは、国家からの監視の下で宗教活動を行うということである。そうなると、いつも国家の目を気にしながら活動しなければならなくなり、活動が萎縮してしまう。このようなことをしてはいけないというのが、信教の自由・政教分離原則の眼目なのである。

②についても問題点は多々あるが、最も重要な問題点として、宗教法人の自治能力や管理運営の透明性は、国家が強制的に押しつけるべき類いのものでないということを描しておく。

以上の観点から、この点に関する改正は、宗教団体の自律権を侵害し信教の自由を侵す、きわめて違憲性が強い

ものといわざるをえない。

(28) 改正の経過および問題点については、宗教法二六号(一九九七年)掲載の「シンポジウム「宗教法法人法の改正をめぐる諸問題」」(洗建、力久隆積、棚村政行、桐ヶ谷章、矢吹輝夫、安武敏夫、平野武)。なお、桐ヶ谷「宗教法法人法の改正をめぐる問題点—宗教団体に対する管理の要素の導入の有無と是非—」創価法學二二六卷二・三合併号九頁以下および同論文の注(2)掲載の論文参照。

(29) 宗教法人審議会の一九九五(平成七)年九月二十九日付け「宗教法人制度の改正について(報告)」と題する報告書。

## 六 包括関係と被包括宗教法人の自律性

宗教団体とりわけ被包括宗教法人が自律的に活動するためには、単に国家に対し自律性を有しているだけでなく、包括宗教団体に対しても自律性を有していなくてはならない。宗教法人は、そのような理念のもとに、被包括宗教法人の包括宗教団体に対する自律性を慎重に規定している。以下において、その点について見ておきたい。

### 1 相互規定

宗教法法人法二二条一項一二号は、五号から一一号に掲げる事項について他の宗教団体を制約し、または他の宗教団体によって制約される事項を定めた場合には、その事項を双方の規則に記載しなければならず、とする。教派、宗派、教団などの他律的な監督、支配を否定し、個々の宗教法人の自主性、自律性を保障するものである。

たとえば、代表役員が包括宗教団体の代表役員によって任命されるときか、または就任にあたってはその認証を受けるとか、財産処分や規則の変更にあたって包括宗教団体の代表役員の承認を必要とするなど、包括宗教団体に制約されることを定めるような場合、その事項は、包括宗教団体の規則だけではなく被包括宗教法人の規則にも記載

することが必要である。包括宗教団体の規則中にのみ、被包括宗教法人を制約する旨の規定があっても、包括宗教団体は被包括宗教法人に対抗できないことになる。

「被包括宗教法人の規則中に、たとえば『包括宗教団体の規則中この法人に関係がある事項に関する規定はこの法人についてもその効力を有する。』との規定があつて、はじめてその制約関係が実効を生ずる」とされているが、このような包括的な相互規定には疑問がある。制約される場合には、一括ではなく、制約される事項を個々に規定すべきものであると考える。<sup>(30)</sup>

## 2 被包括宗教法人の保護

被包括関係の廃止は、憲法二〇条の信教の自由の内在する宗教団体結成の自由およびその活動の自由に基づくものとして、当該被包括宗教法人の自律的な選択にまかされるべきものである。しかしながら、現実には、いざ被包括宗教法人が被包括関係を廃止しようとする、これにつき対立する利害を有する包括宗教団体の意向によつてさまざまな制約や妨害を受けることが予想される。このようなことは信教の自由の精神から極力避けなければならないとの理念のもと、被包括関係の廃止の際における、包括宗教団体の制約や人事権の行使による被包括関係廃止に対する妨害行為を排除するために、宗教法人法は次のような規定を置いた。

まず、法二六条一項後段において、たとえ被包括宗教法人の規則中に、規則変更の手續について包括宗教団体が一定の権限を有する旨の規定があつても（法一二条一項五号、九号、一二号）、当該包括宗教団体との被包括関係廃止に係る規則変更の場合には、包括宗教団体の権限に関する規定は適用されないことを定めている。

すなわち、通常の規則変更については、被包括宗教法人が包括宗教団体から制約事項を規則に定めた以上は、世俗的事項として包括宗教団体からの制約を認めるが、被包括関係の廃止に係る規則変更については、たとえ被包括

宗教法人が自ら規則に定めたことであっても、その制約は受けまいということを法律で保障した。これは、被包括関係の廃止が信教の自由に由来する宗教上の事項であり、当該被包括宗教法人が、包括宗教団体の拘束なしに、本来自由になしうるものであることを、法律で明らかにしたものといえる。

また、法七八条は、包括宗教団体が、「被包括関係の廃止を防ぐことを目的として、又はこれを企てたことを理由として」、包括宗教団体に対する被包括関係の廃止の「通知前に又は通知後二年間においては、当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の役員又は規則で定めるその他の機関の地位にある者を解任し、これらの者の権限に制限を加え、その他これらの者に対して不利益の取扱をしてはならない」とし(同条一項)、これに違反してした行為は、無効とするとしている(同条二項)。

これは、「一般に包括宗教団体が被包括宗教法人の代表役員の任命権、あるいは代表役員就任の前提としての宗教上の地位についての任命権を有している実情に鑑み包括宗教団体がその権限の濫用によって被包括関係の廃止が阻害されることのないようにする」ための規定として設けられたのであり、「法二六条(二項後段)の規定と相まって、包括宗教団体との関係で被包括宗教法人の相対的に弱い地位を向上させるところに意義がある」とされている。<sup>(31)</sup>すなわちこれも、被包括宗教法人の信教の自由、それに由来する被包括関係廃止の自由(具体的には包括宗教団体の拘束や干渉を受けないで被包括関係を廃止しうる自由)を実質的に保障しようとしているのであり、宗教法人法が、被包括宗教法人の自律性を重んじている一例である。<sup>(32)</sup>

(30) 渡部義「逐条解説宗教法人法(改訂版)」九七頁(一九九五年)。なお、松江地判昭和四八年一月二五日・判時六九五号三〇頁参照。

(31) 文化庁文化庁宗務課宗教法人法令研究会編『宗教法人法関係質疑応答集』(一九七七年)四〇五頁、渡部・前掲注(30)三四一頁。なお、

大宮莊策『宗教法の研究』七二三―七二四頁(一九七四年)参照。

(32) 桐ヶ谷章「被包括関係廃止における被包括宗教法人の保護―法布院事件名古屋高裁判決を契機として―」、名古屋高判平成九年三月二二日・判時一六二二号六七頁参照。

## 七 必ずびにかえて

宗教団体の自律は、信教の自由の中核をなすきわめて重要な要因である。これが侵されたとき、信教の自由は必ず、危機に瀕することになる。したがって、国家はもとより、包括宗教団体等この自律権を侵害する可能性のある立場にあるものは、ゆめゆめそのような事態に陥らないように留意しなければならない。

一方において、宗教団体の側も、自律の名の下に勝手なことをしてよいというものではない。自律とは責任と裏腹のものである。宗教団体においてこのことを忘れ、自律権を徒に濫用するようなことがあった場合、それは手痛いしつべ返しとなって返ってくるであろうこともまた、留意しなければならないのである。